平成２５年（フ）第１２７号
北海道帯広市清流西３丁目16番地16
債務者　国本　和真
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧531番地　Ｔ106
債務者　宮里　　斉
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第９６号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目34番10号　イシケンマンション208
債務者　安里　理砂
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１０２号
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭805番地４Ａ－１
債務者　國場　光子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２６９８号
大阪府東大阪市高井田西３丁目３番７号　グレイス公泉202号
債務者　梶田　佳秀
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１８号
大阪市東住吉区田辺２丁目７番20―406号
債務者　上林　るみ
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６０号
大阪府摂津市正雀３―19―１　105号、住民票上の住所大阪府豊中市西緑丘３丁目13番３―305号
債務者　城ケ崎　浩
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９２号
大阪府門真市大池町10番６号
債務者　濵野　雅一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９３号
大阪府大東市北条１丁目６番22号
債務者　久野　秀樹
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０５号
大阪市城東区関目６丁目13番９―505号
債務者　大東　幸平
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９６号
佐賀県鹿島市浜町乙2681番地２
破産者　中野　光夫
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２１０号
札幌市東区北26条東10丁目１番11号　第２東成ビル２階Ａ号
破産者　道高　辰司
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字武元19番地
破産者　幸田　義弘
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１０７号
茨城県高萩市大字安良川94番地　大高第１アパート202
破産者　藤田　秀昭
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第３０６０号
大阪府寝屋川市香里新町28番30―1909号、開始決定時の住所大阪府枚方市楠葉並木２丁目30番３―306号
破産者　岡部　康文
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７２６号
大阪市住之江区平林南２丁目６番２―1004号
破産者　渡邊　　誠
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部